

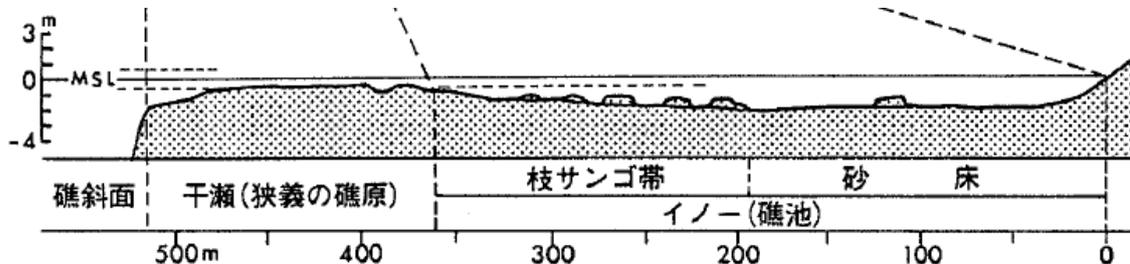
参考資料

1. 用語集

あ行

・イノー

「干瀬」の内側に広がるサンゴ礁（礁池）。



図一 i 本部半島北部（与那嶺海岸）におけるサンゴ礁の縦断面形

出典：土地分類基本調査（沖縄県）

・御嶽

拝み山・森（ムイ）、グスク、ウガン、オン、スクなどと呼ばれる聖地の総称のこと。

・沖縄県屋外広告物条例

良好な景観形成や風致の維持等を図るために、屋外広告物法に基づき、屋外広告物の表示等について沖縄県全体の統一された基準として定められた条例のこと。

・屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告版、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもののこと。

か行

・協働

地域を町民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、町民と町がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動形態を指す。

・景観

「景」は眺める対象を表し、「観」はそれを眺める主体である人の感じ方や価値観を表す。景観は、自然や集落の姿だけでなく、地域の歴史や文化、風俗等私たちの暮らしに関わるすべてのものから構成される。目に見えるものだけでなく風の音や三線の音、地域の言葉、潮の香りなど五感をもって感じ取れるもの、その地域で生活してきた人々の心の中の風景（心象風景または原風景）も含む。

・景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る地方公共団体のこと。都道府県、政令市、中

核市、そして都道府県との協議・同意を得たその他の市町村のことである。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

・景観資源

景観上、重要と思われる資源（要素）のこと。

・景観重要建造物

景観上重要な建造物（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。

・景観重要樹木

景観上重要な樹木（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。

・景観農業振興地域整備計画

景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るために策定する計画のこと。

・景観法

景観行政団体が、景観行政を進めるために定める基本的な計画のことである。景観計画には、決めるべき必須事項と選択事項がある。必須事項としては、景観計画区域と方針、届出対象行為（条例で追加や限定が可能）ごとの景観形成上の制限内容（景観形成基準）等、選択事項としては、屋外広告物の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備方針、占用基準等を定めることができる。また、通常行われる行為については届出に対する勧告が可能である。他方、建築物・工作物の色彩やデザインに関する形態意匠に関わる行為については、条例に位置づけることで、変更命令まで可能となる。

・形態・意匠

建築物の高さ・形・素材などのこと。

・建築物

家屋やビルなどの屋根や柱・壁のある工作物のこと。

・建築面積

敷地面積のうち、建築物が建てられている範囲の面積のこと。

・国立公園

日本を代表するすぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然と親しむ利用がしやすいように、必要な情報の提供や利用施設を整備している地域。自然公園法に基づいて国（環境省）の指定を受け、管理さ

れている。

さ行

・先島諸島火番盛（2007年（平成19年）3月23日に国の史跡に指定）

沖縄県先島諸島（宮古諸島及び八重山諸島）の13の島（2市2町1村）の18箇所に点在する遠見番所群で、らせん状に石積みを巡らした構造物である。これらは、日本の南西端に位置する先島諸島の歴史的な位置づけを今日に伝える史跡である。

遠見番所は、江戸幕府の鎖国政策を背景に、異国船の監視のために1638年（寛永15年）に長崎港に設置されたのが始まりである。

地理的に中国に最も近い位置にある先島諸島では、1644年頃に琉球王国を付庸国としていた薩摩藩の要請によって、18箇所に遠見番所が設置された。のろしのための火を燃やして監視にあたったことから、先島諸島では火番盛と呼ばれる。火番盛では、中国への進貢船の航海状況や異国船の到来を監視し、のろしを上げて各地の火番盛伝いに番所や蔵元に通報し、琉球王府へ知らせた。

・自然公園法

自然公園法（昭和32年（1957年）6月1日法律第161号）は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的（第1条）として定められた法律。

・重要伝統的建造物群保存地区

文化財保護法に規定する文化財種別のひとつ。日本の市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定したものを指す。

また、文化財保護法でいう伝統的建造物群保存地区とは、城下町・宿場町・門前町・寺内町・港町・農村・漁村などの伝統的建造物群およびこれと一体をなして歴史的風致を形成している環境を保存するために市町村が定める地区を指す。この制度は、文化財としての建造物を「点」（単体）ではなく「面」（群）で保存しようとするもので、保存地区内では社寺・民家・蔵などの「建築物」はもちろん、門・土塀・石垣・水路・墓・石塔・石仏・燈籠などの「工作物」、庭園・生垣・樹木・水路などの「環境物件」を特定し保存措置を図ることとされている。

・準景観地区

都市計画区域および準都市計画区域外の景観計画区域において、景観の保全を図るために指定される区域をいう。

指定は、相当数の建築物の建築が行なわれて現に良好な景観が形成されている一定の区域について、市町村が行なう。また、準景観地区内においては、条例で、建築物または工作物や開発行為等について、一定の規制がなされる。指定や規制の手続き、基準などは、景観法に規定されている。

た行

・眺望点

優れた遠い場所からの景観（遠景）を眺めることができる場所のこと。公園の展望台

等が当てはまる。

な行

・農振法

農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律のこと。

・野面積み

自然石をそのまま積み上げる石積みの工法。

は行

・風景

自然・人・建築物などによって形作られる、その場所・場面のようす。ながめ。けしき。
用例：田園風景 《類義語》 風光。風色。景。景観。光景。

ま行

・マンセル値

ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性で表した値のこと。色相は、色合いを指す。赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、紫 (P)、青紫 (PB)、赤紫 (R) の10色相を基本色としている。明度とは、明るさの度合いを0から10の数値で表示したもの。明るい色ほど数値が大きくなる。彩度は、鮮やかさの度合いを0から14程度の数値で表したもの。数値が大きいかほど鮮やかな色であることを示す。

わ行

・ワークショップ

まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動をいう。

2. 竹富町景観計画審議会規則

竹富町規則第13号

竹富町景観計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、竹富町附属機関設置に関する条例（昭和54年竹富町条例第16号）第3条の規定に基づき、竹富町景観計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、景観計画の策定に関し必要な事項を調査、審議し、その結果を町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員28名以内で組織し次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の公共的団体等の代表者
- (3) 町職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、その任務を遂行するため、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 事務の円滑な推進を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会の議長は、副町長とし、幹事会は、必要に応じて議長が招集する。

4 幹事会は審議会の処理事項に関する調査、その他必要な事務に従事する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に

定める。

附 則

この規則は、平成24年12月17日から施行する。

別表（第8条関係）

副町長、企画財政課長、総務課長、税務課長、健康づくり課長、介護福祉課長、住民課長、商工観光課長、農林水産課長、自然環境課長、建設課長、会計課長、農業委員会事務局長、教育委員会総務課長

3. 竹富町景観計画審議会委員名簿（28名）

1. 学識経験者（2名）

- 1) 琉球大学名誉教授 池田孝之
- 2) 竹富町伝統的建造物群保存地区等保存審議会 委員 備瀬ヒロ子

2. 町内の公共的団体等の代表者

○団体代表：2名

- 1) 竹富町観光協会 副会長 上亀直之
- 2) 竹富町農業委員会 会長 高那正八

○各地区公民館長：21名

- 1) 竹富公民館長 大山榮一
- 2) 黒島公民館長 宮良正章
- 3) 小浜公民館長 宮里彦一
- 4) 細崎公民館長 比嘉康彦
- 5) 波照間公民館長 新川登
- 6) 新城公民館長 本底重男
- 7) 豊原公民館長 宇立正彦
- 8) 大原公民館長 黒島久義
- 9) 大富公民館長 金武正
- 10) 古見公民館長 新盛一雄
- 11) 美原公民館長 屋宜靖
- 12) 鳩間公民館長 通事建次
- 13) 船浦公民館長 小山明

- | | |
|-------------|---------|
| 1 4) 上原公民館長 | 前 大 敏 夫 |
| 1 5) 中野公民館長 | 大 滝 慎 司 |
| 1 6) 住吉公民館長 | 大 島 佐喜子 |
| 1 7) 浦内公民館長 | 河 合 正 憲 |
| 1 8) 干立公民館長 | 石 垣 長 健 |
| 1 9) 祖納公民館長 | 那 根 操 |
| 2 0) 白浜公民館長 | 大 城 一 文 |
| 2 1) 船浮公民館長 | 大 嶺 英 松 |

3. 町職員（3名）

- | | |
|------------|---------|
| 1) 竹富町副町長 | () |
| 2) 竹富町教育長 | 慶田盛 安三 |
| 3) 竹富町総務課長 | 西 原 章 恵 |

4. 竹富町計画策定委員会

・ 構成委員

委員長	副町長	富本 傳
副委員長	教育長	慶田盛 安三
〃	総務課長	西原章 恵
委員	企画財政課長	勝連松 一
	税務課長	加原恵 子
	住民課長	玻座真 五美
	健康づくり課長	與那覇 忠
	介護福祉課長	上盛政 秀
	商工観光課長	東里悟 成
	自然環境課長	白保隆 男
	農林水産課長	野底 忠
	建設課長	東舟道 博昭
	会計課長	慶田盛 博
	農業委員会事務局長	長浜 康
	議会事務局長	通事善 則
	教育委員会総務課長	西原啓 栄
	〃 教育課長	浦崎 喬